

## 専門職大学院認証評価に関する検討会議（第2回）議事録

1 日 時 平成18年3月2日（木） 13:00～15:00

2 場 所 如水会館2階 ペガサスの間

3 出席者

（委員） 縣委員、有信委員、磯部委員、伊藤委員、江川委員、亀岡委員、菊地委員、  
佐竹委員、杉山委員、高田委員、高橋委員、土肥委員、永野委員、中原委員、  
中村委員

（事務局） 荒船理事、山本理事、加藤評価事業部長、河本企画調整課長、芳鐘助手 他

4 議 事

【杉山主査】 第1回目の議事録に関しましては、事前に各委員にご確認をいただきますので、確定版として配付させていただきます。

（1）専門職大学院評価基準モデルについて

主査 それでは早速、議事に入らせていただきます。本日はまず、専門職大学院評価基準モデルについてご審議をいただきたいと思います。それでは事務局からご説明いただきたいと思います。

資料2、資料3、資料4-1、4-2と、大部にわたっておりますが、これらが評価基準についての資料となります。

まず、資料2「専門職大学院評価基準モデル作成に当たっての各委員からの意見」といたしまして、先だって、メールで意見照会をさせていただいた際に頂戴したご意見を紹介させていただきます。

「1 評価基準モデル【分野共通事項】(たたき台)について、更に加えることが必要と考えられる事項等について」のご意見です。1つ目といたしまして、教員組織、教育課程などの評価項目が、一般の研究主体の大学院のものと似通っているように見える。専門職大学院の性格を明確にするような評価項目を明示的に取り入れる必要がある。例えば教員の採用・昇格などに、実践的な教育・研究ができる教員かどうかの基準を取り

入れる。教育方法についても、理論を教えるばかりではなく、それを実践に応用するための教育・訓練も行っているかの基準を入れてはどうか。また、財政的基盤を含めて専門職大学院にどれだけ資源を割いているか、人員配置などの支援体制が整っているかということは、一番最後の基準6の一部とするよりは、基準2を「教員組織・教育支援組織」として、まとめて取り扱うのがよいのではないかというご意見です。

2つ目といたしまして、専任教員の評価に関して、数のみではなくて、勤務実態を調査項目に入れる必要があるのではないかというご意見です。

3つ目といたしまして、「基準3 教育課程」の評価に関しまして、学習と教育の量に関する基準が必要ではないかというご意見です。

4つ目は、同じく「基準3 教育課程」に関しまして、教育課程の適切性の評価においては、国際化への配慮等の文言が必要ではないかというご意見です。

5つ目も、「基準3 教育課程」に関しまして、教育課程全体の体系的な編成にとどまらず、多様な授業科目からの体系的な選択・履修を可能とする工夫についても評価すべきではないかというご意見です。

6つ目といたしまして、学生の学習支援や履修指導については、基準5というより、基準3との関連が深いのではないかというご意見もありました。

2ページ目の一番上につきましては、教育の成果や効果のところを厚目に、かつ深い基準を設けることが、高度専門職業人の養成を行う専門職大学院の認証には必要ではないか。入学生に対してどのような付加価値を加えた教育を行うのかについて、評価基準にする必要がある。特に教育課程は、どのように適切であるかが問われるべきなので、例えば、修了要件に占める当該専門科目の必須単位数といった基準が必要ではないかというご意見です。

2つ目といたしまして、施設・設備及び教育環境に、財源に関する基準が必要ではないかというご意見です。

最後ですが、専門職大学院設置後の展開状況を把握し、その将来の発展について指導するようなことはできないか。例えば、卒業生の動向・就職状況などを把握し、社会のニーズの変化にどのように対応しようとし、また独立性、他校との差異を發揮しようとしているのか、今後の発展の方向性を明確にしているのかなどについて、調査・審査する必要があるというご意見です。

次に、「2 ビジネス・MOT、会計、公共政策の各分野、または専門職大学院一般

として、分野固有の評価基準を設定した方が良いと思われる事項についてのご意見です。

まず、各分野に共通した事項といたしまして、各分野ごとに学習・教育の内容と量についての必要条件を設定する必要があるというご意見です。

MOT分野に関しましては、3点ありました。1つ目といたしまして、大学院ごとに注力している点が異なるので、MOT固有の基準について短期間に合意を得るのは困難と思われる。ただし、「特記すべき事項」などの評価項目を設けて、各大学院の特徴・差別化要因を積極的に評価に反映すべきというご意見です。

2つ目といたしまして、基準2において産学連携への取組が必要ではないかというご意見です。これは基準3、基準6においても同様に言えるということです。また、「基準3 教育課程」の評価項目に、プロジェクト研究の適切さや、インターンシップやケースメソッドの活用が必要ではないかというご意見です。

3つ目といたしまして、技術系の学生にマネジメントを教育することが主となると思われるが、逆もないとは言えない。このような異なった学生に対する教育課程、ファカルティ及び支援体制についての評価基準を設ける必要があるというご意見です。

次に、公共政策分野に関するご意見といたしまして、高度専門職業人養成を目的として取り入れられている教育内容と教育方法の工夫及び指導の適切性についての基準が必要ではないかというご意見です。

次に、公衆衛生分野についてのご意見といたしまして、世界各国、我が国で公衆衛生の発展の過程、現状等が異なるため、設置目的とその達成状況に関する評価を重視すべきであるというご意見です。

次に4ページ目、専門職大学院の評価全般についてのご意見を紹介いたします。

1つ目といたしまして、評価に当たっては、国際的に同等な専門職位につながるという視点を持って教育課程を検討する必要があると思われる。この点は、それぞれの専門職によって事情が異なることから難しいと思うが、専門職位資格の国際的な同等性の議論が進むことを念頭に置いて、評価基準を検討すべきというご意見です。

2つ目といたしまして、専門職大学院が実践的な教育を行い、恒常的に教育内容を改善していくための仕組みがあらかじめビルトインされているかが極めて重要である。そのため、基準6の「教育の状況を点検・評価し、その結果に基づき改善・向上を図るための体制整備、及び機能状況」をもっと強調すべきというご意見です。

3つ目といたしまして、基準ごと、項目ごとの評価結果の積み上げだけでなく、それ

らが具体的に有機的に作用し、目的やねらいどおりの効果を上げているかなど、総合的な評価の仕方が重要になると思われるというご意見です。

4つ目といたしまして、制度上、研究指導、論文審査を必須としていないが、公衆衛生分野では、厚生労働省は地域における調査研究も業務の一部としており、また、実際の教育効果を考慮すると、これらを念頭に置きつつ評価を行う必要があるというご意見です。

5つ目といたしまして、MOT分野は、知的財産との関係は密接であるが、MBAではさほど密接ではないように思われる。このことから、「ビジネスとMOTとに分割することも考えられるのではないか」という見解を支持したいが、教育課程の体系的な編成、編成の趣旨に沿った授業内容等々の分野共通事項に含まれているとも言え、分野共通事項と分野固有事項の切り分けが難しくなるようにも思うというご意見です。

短期間で意見照会させていただいたにも関わらず、多くのご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

資料3「専門職大学院評価基準モデルについての論点(案)」につきましては、前回会議でいただいたご意見と今回メールで照会させていただいた意見等を簡単にまとめたものです。今後、分野ごとの検討を行う際の参考として、また、最終的に分野共通版をご議論いただく際に必要と考えられる事項を、現時点においてそれぞれの基準ごとに整理しています。

中には、今後、実際の評価方法を検討していく中で議論していく必要があるようなものも含まれておりますが、その中で、次の資料4-1と関連して、ご説明させていただきますが、財務についてどの程度の評価とすることが望ましいのか、基準6は向上・改善の基準なので、基盤としての財源との意味で、基準5の施設・設備等の教育環境で評価することとしてよいかという論点があります。これについては、分野共通の基準モデルのフレームの枠を移動しておりますので、本日、ご意見をいただければと思っております。

続きまして、資料4-1「専門職大学院認証評価基準モデル【分野共通事項】のフレーム(素案)」について、前回の会議で提示いたしましたフレームのたたき台からの変更点について説明いたします。

「管理運営体制及び事務組織の整備、機能状況」については、基準6の「教育の質の向上及び改善点等」に入っており、また、財政的基盤に関する基準が管理運営の中に含

まれていましたが、今回これらを基準5に移動しました。管理運営に関しては、教育環境として入れるべきではないか、若しくは、教育支援の背景として、「基準2 教員組織」に含めるべきではないかといったご意見もありました。今回、基準5に整理いたしましたのは、基準2の教員組織では、あくまでも教員組織の側から見た教育支援者の状況について評価する。そして、基準3の教育課程は、教育の方法、内容に着目しているところです。このようなことから、基準5のタイトルを「施設・設備及び教育環境」から「施設・設備等の教育環境」に変更し、ここに管理運営体制や財政的基盤を移して、教育環境として評価してはどうかという整理をしました。

また、財政的基盤に関しては、専門職大学院における教育活動を適切に実施するための財政的基礎として、1つ項目を設けました。

続きまして資料4-2「専門職大学院評価基準モデル【分野共通事項】(たたき台)」について説明いたします。これは資料4-1のフレームを具体的に文章化したものです。一番左の欄が、提示していたフレームを実際の基準の字句として整理すると、このような形になるのではないかというもののたたき台です。備考欄につきましては、機構内部で検討した際に、評価の観点における具体的な評価事項や、今後検討が必要であろうと思われる事項を参考までに例示で記載しています。

評価基準モデルの字句につきまして、主に先ほどの資料2や、これまでご意見を頂戴したところ等に関連して、それぞれポイントを説明させていただきます。基準1につきましては、特にご意見等はありませんでした。

基準2の教員組織に関しては、例えば、基準2-1- 、フレームでは「教員の確保」というタイトルだけになっていますが、それを具体的に基準に落とすと、「教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれているか」ということで、「(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」、「(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」、「(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」というような基準の例になろうかと思えます。

これに関しまして、教員の数だけではなく、勤務実態についても評価すべきというご意見がありましたが、勤務実態等につきましては、現在、設置基準の改正等、中教審でも議論が進んでいるところと仄聞していますので、それらは並行して、今後検討してい

く事項かと考えています。

また、ご意見がございました実践的な教育が行える教員かどうかの基準が必要ではないかということに関しましては、2 - 2 - 「教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか」において、評価することができるのではないかと考えているところです。

それから、特に中心となる基準と考えています基準3の教育課程、教育課程については意見も多々いただいております。ここの3 - 1が教育課程の適切性に関する基準となっており、3 - 1 - 「教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか」、3 - 1 - 「授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか」という内容となっています。これらについては、分野ごとにそれぞれ検討しなければいけないのではないかとすることを、検討事項(例)として記載しています。

3 - 1 - ですが、単位の実質化への配慮について、履修科目の登録の上限設定等の取組がなされているか。これらのご意見がありました学習・教育の量に関する基準になるのではないかと考えています。また、3 - 1 - 「在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか」も関連するのではないかと考えています。

それから、3 - 1 - として、「授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果、あるいは実務の経験を反映したものとなっているか」ということや、3 - 2 - 「教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合わせ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか」、例示として、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業等々が考えられるということが記載されています。理論のみならず、実践に適用するための教育が行われているかということに関しては、特に3 - 1 - で判断するのではないかと考えているところです。

多様な科目から選択肢を与えることが必要であるというご意見もありましたが、これに関しましては3 - 1 - 「学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に応じた教育課程の編成に配慮しているか」ということで、何点か例示しています。また、「社会からの要請等」というところで、「国際性」まで読めるのかどうかということがあろうかと思えます。

6ページですが、3 - 3 - 「専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準

を満たしているか」、文中の「次に」該当するものは、検討事項（例）の欄に記載されているように、分野ごとの特性に応じて、特に修了要件の単位数等について検討する必要があるのではないかと考えています。このことに関しましては、先生方からもご意見をいただいているところです。

それから、基準4の「教育の成果」ですが、付加価値が分野ごとに検討できるのかというご意見のところに関連するかと思いますが、4 - 1 - として「各学年や修了時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、修了の状況、資格修得の状況等から判断して、教育の成果や効果が上がっているか」これについては、分野ごとに見る必要があるのではないかという整理としています。

修了後の状況を把握する必要があるというご意見がありましたので、4 - 1 - として、「修了生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか」を設定しています。

それから、10ページの6 - 2、教育の質の向上・改善のところですが、ここでも6 - 2 - といたしまして、当該専門職大学院の教職員以外の者、修了生、就職先等の関係者等の学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているかということの評価します。ニーズの把握、今後の発展の方向性の明確さということに関しましては、ここで評価ができるのではないかと考えています。

それから9ページですが、ご意見がありました実践的な教育ができる教員かどうかということに関しましては、6 - 1 - 「ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。特に、専門職大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めているか」を評価することにより、実践的な教育につながるのではないかと考えているところです。

まず、フレームで財政的基盤の状況、管理運営の位置づけをどうするか、併せて、分野共通事項として必要と考えられる基準がさらにあるか等についてご意見をいただければと存じます。以上です。

主査 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明を踏まえて、本日第2回目の検討会議のステップとしては、資料4 - 1、分野共通事項のフレームを確定することであろうかと思えます。ただ、分野共通事項について、今後、各分野における議論によって、一部変更等は当然にあり得

ます。現在の段階で、分野共通事項のフレームを一通り確定するということが、今日の課題であろうと考えております。

それでは資料4 - 1、それを具体化したものである資料4 - 2について、基準ごとに議論をお願いします。

今回このたたき台を拝見してみて、今なおよくわからないのは、前回の会議でも申しましたように、専門職大学院の場合には事前認可をしています。要件が満たされているものが設置され、それが何年か経った後、事後評価を受けることになったときに、事前認可の基準と事後評価の基準の関係をどうするのかということです。私の理解が正しければ、評価基準のたたき台には、事前認可の項目も幾つか入っている。もちろん時間が経ち、変化しているかもしれないので、ウォッチをするということはわかりますが、事前認可と違った基準が入っているとすると、最終的には、事後評価の基準が事前認可の条件を規定することになります。具体的に言えば、先ほど必須科目の単位を設けるといふご意見がありましたけれども、これを事後評価の基準に入れたら、事前認可にはなくても、それに引っ張られてやらなければならないということになります。この両者の関係をどうとらえたらよいかということです。

もう一つは、将来は事前認可を廃止して、事後評価で全部、教育・研究の価値を高めるということにするのか。それを今決められないとすれば、それを見越して事後評価の制度をつくるのかということとある程度明確にしないと、たたき台をつくるのも難しいのではないかと思います。

主査 ありがとうございます。今のご指摘に関してお答えをいただければと思います。

設置認可に基準があるのだから、むしろ評価は何も足さず、何も引かずみたいな自制が必要だということをおっしゃっているのでしょうか。

長期的に考えれば、事後評価だろうと思うのです。ですから、そこを見越して、事前認可との齟齬は短中期的なものだと考えて検討していくのか。

基本的にはそういうことだろうと思います。設置認可の段階では、将来を見通して万全の基準をつくり、それを満たしたというようなものではなく、事後に認証評価機関が評価することが前提になっていたと思います。

したがって、設置基準の中身を評価基準に取り込むのは自然なことですけど、それをさらに敷衍したり、あるいは、設置認可時点では具体的にわからなかったようなことが、その後の数年間の実績を通じて一種の相場のようなものができてくるとか、そうい

うようなことは当然あり得ることで、そういう意味で、評価基準のほうが基本的により充実したものになるということはナチュラルな展開だろうと思っていますし、あまり遠慮すべきではないだろうと思います。だからといって、信義則に反するような全く別の基準を持ってくるようなことが合理化と言えるわけではもちろんないのですが。

したがって、大学評価・学位授与機構のような認証評価機関が、いわば独善的に、かくあるべしみたいなことをやってはいけないわけであって、そういう意味でも、関係の方、あるいはその他の有識者に集まっていただいて、こういう形でオープンに協議した上で基準をつくり、かつパブリックコメントにもかけると。比較的慎重な手続を経ているのは、まさにそういうことだと思います。これまでの法科大学院の認証評価等に関しましても、大体そういう考え方で進んできたと思います。しかし、なおかつ、あらゆる機会でご説明していかないと、設置認可のときには、そのようなことを言われなかったと言うようなことはあり得るわけです。そういう意味では、説明責任を果たすことが非常に大事だろうと考えています。

副主査 専門職大学院設置基準の第1条第3項で「専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」となっています。したがって、認可されたのは最低の基準であり、その向上に努めるということで私は理解しています。

もともと、この評価の考え方がある意味混乱しているところがあると思います。私たちが聞いた話では、日本は、大学設置基準によって、大学の設置が国によって保証されるという形をずっととってきているのですが、例えばアメリカは、設置基準という形ではなく、結果的にア krediteーションによりア kredite されているわけであり、ア kredite されないところもあるわけです。設置基準では、国が自動的に設置基準を満たしているからということで認めているのだけれども、大学そのものの存在のあり方、いわば要求されているニーズに合っているかどうかという視点や、受入れ側に対してどの程度満足されているかということの評価する基準がなかったわけです。

アメリカではア krediteーションという形でそれを評価していて、評価する視点というのは実は明確なわけです。例えばエンジニアだと、社会が要求している技術者を育成するシステム等が機能しているかどうかという観点になっています。したがって、専門職大学院に関しては、専門職業人が育てられるという視点で、社会の要求に合っているかどうかということを中心にきちんと見なければなりません。常に前進をするというのもそ

うということだと思imasるので、設置基準と評価とは多分違うと思imasし、評価をするという視点は、その専門職が社会に対して適切な形で育成されているかということが一番重要なことになると思imasるので、そこは分けて考えていいのだろうと理解して思imas。

主査 ありがとうございます。ご提起いただいた問題に対して、大変適切なわかりやすいご説明を、それぞれいただけたかと思imas。

そのようなことを念頭に置いて、これから先、進めさせていただきたいと思imas。基準ごとに、同時に関連するもの、相互に関連するもの、いろいろあるかと思imasけれども、先ほど申し上げましたように、基準ごとにとりあえず進めさせていただければと思imas。

まず、基準1の教育目的及び入学者選抜について、ご意見、ご発言があればお願いしたいと思imas。

副主査 教育目標、目的を設定する場合に、大学サイドから設定するだけではないと思imas。社会のニーズに応えた人材育成ですから、ステークホルダーとの関係の中でやはり決められていく。そして、それがどのように決められていくかというプロセスは、質の保証を考えるとときに、非常に大事な問題ではないかと考えて思imas。

改善に関する基準で学外の関係者等の意見という文言がありましたので、教育目標の設定の場合においても、そういう学外の関係者の意見を聴取するようなことがあってもいいのではないかと考えて思imas。

主査 事務局から、今のご指摘に対して、資料4-2で、例えばどういうところでそういうことが読みたいとか、あるいは入れたいとかというようなコメントがあれば、お願いしたいと思imas。

分野によってそういった趣旨も違ってくる場所もあるかと思imasるので、今後、分野ごとの検討を行う中で、ご議論いただければと考えて思imasが、今ご指摘のように、教育の質の向上及び改善のところ、外部からの意見を反映するといったことを見ている基準は入っていると考えて思imas。また、先ほどのご指摘と少し関連いたしますが、専門職大学院の目的については、設置時点ではクリアされている。教育目的が適切かどうかということよりは、それが明確に示されているか、ほかの基準の内容を見るために、教育目的を確認するための基準として置いているということが今の枠の中では強い要素です。基準6の改善のところで見れば、対応できるのではないかと考えて思imas。

ところでは。

副主査 そうしますと、目的というのは、社会の環境が変化してきますから、絶えず一定の期間、定期的に見直しが必要という担保が必要ですね。

私も今のご指摘はおっしゃるとおりと思いました。特に社会との適合性ということで、目的をあまり抽象的ではなく、特徴を出そうとすればするほど、やはり見直しは必要だと思うので、例えば4つ目の項目として継続的な見直しといったものを入れるのは一つの考え方ではないかと思います。

今の目的に関するご指摘は、要するに、最初に設定した目的を堅持するだけでなく、きちんと社会の変化に対応している、そういう仕組みを持っているかという基本的な基準、ここで言えば基準6のようなところでそういう仕組みが必要かと。これは難しいのですが、評価基準には、それを満たしていなければならないという基準と、こういうことをやっていたら、いわばプラスアルファで、優れた点として取り上げてあげるといふ基準があると思います。これはほかの評価でも常にありますが、ちょっと同列には論じにくいところがありまして、したがって、常に社会、外側の意見を聞く仕組みを持っていないと、改善点として指摘するような評価基準を設定するのは少し厳しいのではないかと思います。機構で実施している他の認証評価との横並びで考えますと、基準1として入れるのは検討の必要があるという感じがいたしましたけど、ご指摘の点はよくわかりましたので、少し部内で検討してみたいと思います。

今の意見に賛成ですが、目的を明確に定めるという文言の解釈が難しく、学則に入れるとか、あいさつの中に入っているというような、形式的な評価になりがちです。実は実際上の目的というのがうまく定められないというふうに思いますので、定期的に諮問をするという格好で組織的に定められているほうが、私は実効的だろうと考えています。

主査 ありがとうございます。基準1に関してはよろしいでしょうか。ご指摘のあった点については、その後の議論を踏まえて、最終的に事務局のほうで、もう一度考えていただくということにしたいと思います。

それでは、基準2の教員組織についてご意見を承りたいと思います。

副主査 専任教員があれば、その逆に、兼任教員や兼任教員がいます。この中で、また実務家教員があればその逆に、アカデミックな教員とプロフェッショナルな教員がいます。そこでマトリックスができるのではないかと思います。これらのバランスの確認と

ということがありますが、このバランスが大体ノーマルに何%、例えば、アカデミックでもプロフェッショナルでもない教員があるのかないのか。要するに、この教員組織を考えたときに、量的に見るものと質的に見るものの両方の視点が必要です。そこでバランスを考えた場合に、何%という考えを設ける必要があるのかないのか。

主査 ありがとうございます。今のようなご指摘の側面というのは、どこかで含意されているのでしょうか。

基準2につきましては、ご指摘のとおり、専任教員数がどれくらいであるとか、実務家教員がどれくらいといったことは、設置基準のレベルにとどめております。各分野で、何割以上というような一定のものができるのかどうなのかというのは、分野によって必要としている人材、教員が違ってくると、今の時点で共通的に、バランスを一定のところから引くことは難しいのではないかと考えています。分野ごとの特性に応じて、適正な数値を設定ができるのであれば、それらを検討いただいた上で、最終的にそれが専門職大学院全般の基準として統一できるのであれば、その形で進めて行きたいと思いますが、まずは、分野ごとの検討をしていただく必要があるのではないかと考えているところで

す。

今年の認可で予想しなかったことが起きて、10割実務家教員という大学がありました。設置基準をつくった当初は、おそらく実務家教員が10割というようなことは、だれも想定しなかったのではないかと思います。3割くらいというのが、専門・内容上も妥当なであるというような設定だったんだと思うのです。ですから、「おおむね3割以上」という設定が、10割を許すという表現になってしまっているわけです。ですので、ご指摘のとおり、やはりそういうことも考慮して、ある程度の目安はあったほうがいいと思います。

副主査 海外のアク্রেディテーション機関を調べたものがありまして、専門職大学院設置基準ではおおむね3割という形になっているのですが、海外のある大手のビジネス系のものを見ますと、専任教員のことをパーティシペーティング・ファカルティ、兼担と兼任はサポーターティング・ファカルティと呼んでいて、パーティシペーティング・ファカルティは75%確保していなければならないとなっています。また、パーティシペーティングとサポーターティングについて、アカデミック・クオリファイドなのか、それともプロフェッショナル・クオリファイドなのか。アカデミック・クオリファイドというのは博士号が必要であり、プロフェッショナル・クオリファイドというのは修士号以上

が必要です。ですから、修士の学位を持っている専任教員は、両方に入らないのです。そしてこれら2つを合わせて90%以上確保しなければいけないと。これを日本の設置基準でやった場合、とてもじゃない。このような状況で国際的に通用するというようなことをいうときに、どういうふうに考えていくのか。

2 - 1 - の性別構成のバランス上の配慮について、男女比がどのぐらいの割合であるかということが評価対象になり得るかどうかがというのが、この文章からでは両義的に読める。機構の試行的評価のときに、幾つかの大学へ伺ってこの点が問題になりまして、これをどう解釈するのかということで苦労しました。

つまり、この文章は、男女平等参画の観点から、あるバランスを保てというメッセージであるのか、それとも、専門職大学院の目的に応じてというところに強調点があるのか。ある女性の教員から、自分たちは教育・研究だけを目的としているので、女性の数ということでもって評価されるのは困るということを指摘されたことがありますので、解釈を明確にさせていただいたほうがよいと思っております。

主査 ありがとうございます。今ご提起があった問題について、関連してございますか。

この問題を書いていないと、おしかりを受けるということもあります。しかし、それをこれ以上ははっきり客観的な基準にまで持ち上げると、いろんな矛盾がまた生じる。その点をご指摘になられたのですよね。

そうです。評価者側は、女性比率ということで評価をしていったわけです。女性比率が低いのではないかと指摘したら女性の教員の方から、自分たちは研究・教育上、平等なので問題はないと批判されました。目的に応じて適切な措置はとられていると。その結果として数が少なくなっているだけで、それを基に評価されては困るということ言われたことがありました。

そういったお考えのところもありますし、もっと比率を考えるべきだというご意見もあるというのが現状ですので、結局曖昧化していますが、この問題に気がついていないわけではありません。他の認証評価基準でもこの程度の表現でやっております。ついては、専門職大学院に関しては、ますます一律にするのは難しいでしょうから、適切にその都度考えようということです。

従来、教員審査は専任教員だけの審査しかしていませんでした。また修士とか博士とかを持っておらず、教育の経験も、専門学校の講師しか経験したことがない人が、兼任教員として連ねているようなところが出てきています。ですから、その辺についての手

当てたいなものを評価のときには何らかに入れておく必要があるのではないか。これも従来、予想していなかったような例だと思います。

先ほどもありましたように、実務家教員とかアカデミック教員の定義が、従来、何となく想定されていた国立大学や私立大学を念頭に置いて、そこに大学院ができるということであればイメージが狂わなかったのですけれど、最近、明らかにそうはいかなくなりました。では、いきなり、一般論として各分野に通じる概念規定はできるかということ、かえって危険ですので、まず、3つの分野から検討を始めていただきたい。例えば専任教員の概念、我々には常識的にイメージがありますけれど、確か、週に1コマしか持たなくても、専任教員だとされており。要するに、ほかの大学の教員にはなっていないという意味では専任であると。しかし、1コマ持つか持たないかで専任教員だと言われると、やや違いますよね。非常に流動的になっていますので、ぜひ各分野で検討を進めていただき、1回持ち寄ってという作業が必要であると考えています。

基準2の議論なんですけど、基準1、あるいは基準3、4にも絡んでくると思います。公衆衛生大学院は、全国で2校ありますが、全く内容が違ってきます。東北大学の公共政策大学院にも公衆衛生分野が一部入っておりまして、公衆衛生というのは、厚生労働行政として確立したものですから、公共政策の一部として入ってもおかしくはないのですが、全体像をカバーしているとはとても思えない。教員の組織ということだけではなくて、目的に適合した教員構成などを念頭に置かなければ、ほとんど意味がない。

それから、保健衛生の関係でいきますと、今、議論になりつつあるのは、助産研究科、つまり助産師の教育を行う専門職大学院が、1校認可されているわけですが、それを見て、ほかの保健師とか助産師のところ、自分たちの地位向上を目指して専門職大学院になろうということになりますと、教員の編成というのは、先ほど専門学校という話もありましたけれども、助産師、保健師というのは今までは専門学校で教育してきたものですが、4年制大学に入り込んで、そして、今度は修士課程ということになるのではないかと、混乱が始まっております。今後どうなるかわからないということで、教育目的、先ほど言いました公衆衛生を公共政策の中で扱うべきだという考え方は当然あると思うのですが、その問題とか、今までの従来の職種で、明らかに専門職だが、専門学校で行われてきた教育が修士課程の教育で行われようとしている流れがありますので、やはり教育目的との関連を考えなければいけないし、一律の基準を打ち出すのは難しいように思います。

そういうところで、一種の基準はクリアしているということではあるのか。逆に言うと、目的がいろいろあるのだけれども、目的を考えると、教員組織を判定するという事はなかなか難しく、それらの矛盾点といいますか、発展途上にあるということの問題点があるのではないかと思います。

主査 ありがとうございます。

今、何人かの先生方からいただいたご指摘は、当然そういう問題があって、もとより、各分野で考えておられるようで、したがって、提案側からすれば、この資料4-1のフレームとしては、とりあえず、そういう問題の所在は承知しつつ、また今後も考えるとして、文言については特に修正をしないで、この形でいきたいということだろうと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、基準3に移らせていただきたいと思います。基準3の教育課程に関してご意見等をお伺いしたいと思います。

質問でもありますが、3-1- で、「単位の実質化への配慮について、履修科目の登録の上限設定等の取組がなされているか」という、この文章の趣旨は、上限を気にしているということなんですか。というのは、国際的に通用するといったときに、プロフェッショナルスクールの同等性を確保しようと思うと、今までの日本の通常の大学院の単位数は、多分少ないのではないかとのおそれがあります。一応30単位以上ということになっていますけれども、そういう意味で、上限を気にするというよりは、むしろその量を気にする必要があるような気がしています。

おっしゃるように、従来の研究者養成型の大学院の履修単位数を念頭に置くと、ちょっと違和感があるかもしれません。これは法科大学院の認証評価を検討した際に意識された点で、しっかり予習・復習時間を確保して、充実した学習をさせるためには、キャンプを設けておいて、実質的な勉強をさせるようにする必要があるということと、法科大学院の場合は、単位を1年生のときにほとんど修得してしまい、上級生になったら専ら試験勉強をやるか、予備校に通ってしまう。そうすると、制度改革の趣旨に反するものですから、そういう配慮もあって、きつい設定になりました。また、法科大学院も専門職大学院というカテゴリーとして同じなので、これが残っているのだろうと思いますが、同じように考えていいのか、また別の配慮が必要なのか、分野共通事項としては不要なのか、分野ごとに任せたい方がいいのか、なお問題点は残っていると思っています。

基本的には同じ考え方で、法科大学院だけではなく、大学の機関別認証評価基準にも単位の実質化という言葉は入っています。例えば、例示として適切かどうかはわかりませんが、専門職大学院に社会人が入学した際に、単位をとにかくたくさん設定した場合、1年コースの場合であると、学習時間が十分確保できるのか、ほんとにその単位が実質的なものとなっているのかということにも配慮して、内容を充実した、選択できるような教育課程になっているのかなど、そういったことはほかの基準でも見られるんですけども、逆に、その上限設定も、量の最大最小をそれぞれ見るようなイメージの基準だと考えております。

一番気にしているのは、国際的な同等性のようなことが議論されたときに、例えば、今ヨーロッパで標準化が進んでいるバチェラーとマスターという学位がありますけれども、特にヨーロッパの大学は、職位と学位というのがある意味でダブっているところがあるわけです。したがって、そういうところと、基準を同一化しようという動きが出てくるかもしれません。またアメリカはどうかというと、さっき発言があったように、アメリカのアクレディテーションでは、ものすごく細かな規定がされていて、特に量の問題については相当厳しくなっています。そこはもちろん各大学の自主性に任せればいいわけですが、それをあまり制限するようなことにしないほうがいいのではないのでしょうか。ただ、ガイドラインとしては、国際性に配慮するというか、国際的な通用性を考えるという視点を入れておく必要はあると思います。

実際には1年制の場合には、上限は意味がありません。

専門職大学院設置基準におきましても、学生が1年間、または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとするという基定がありますので、それは当然定めている必要があります。ただ上限を定めるのではなくて、実質化との関連で見る基準という形で整理しています。

3 - 1 - に「学生の多様なニーズ」と書いてありますが、バックグラウンドが非常に異なる多様な学生が来たときにどうするかという文章が要るのではないかという気がします。ご意見の中にMOTに文系の学生が来たらどうするのかというご指摘がありましたが、私ども、公共政策をやっておりまして、工学系の学系へ文学系の学生が入ってくるということに対して、非常に苦労しているというのが現実です。これはどの分野でも発生していると思いますので、それに配慮したような文章があればありがたいと思います。

副主査 教育課程を考えたとき、1つの研究科で1つの専攻をもち、そこで複数の学位を出す、また、1つの研究科で複数の専攻をもつような専門職大学院があります。教育課程ととらえたときの問題として、国際的な通用性を考えて、学位授与プログラムごとに考えていかないと、混乱してくるのではないかという感じがします。絶えず教育課程、教育課程と言うけれども、そこにはこれから複数の学位が出てくる、複数の専攻が出てくる。そうすると、教育の質を維持していく、改善していくといったときに、それぞれの授与する学位にふさわしい教育の質の保証をしていかなければいけないと考えると、やはり学位授与プログラムという考え方の視点も必要になってくるのではないかと考えています。

教育課程の中で、大学で修士論文を課すか課さないかということは、大きな問題になるだろうと思っています。課す大学もあれば、課さない大学もあり、国際的に見るとヨーロッパは課す。アメリカは課さないでいいと思います。MBAに関してもそういう風潮があります。我々が卒業生の国際水準ということ考えた場合に、アメリカでは、大学院に行く前に既に論理思考等の訓練がされているという状況がある。一方、日本ではそういう訓練がされていないというふうに認識すれば、修士論文というのは不可欠だろうと。その過程で論理思考等、サイエンティフィックなアプローチの仕方を教育する必要があるのではないかと考えておまして、その部分は、この中にどういう形で表現されているのでしょうか。

その点は非常に難しく、個々個別に話をしてしまいますと、結局、大学ごとにそれぞれ見る基準というのが必要になってしまいます。それをどのように導き出すかということで、まずは分野ごとにご議論いただけないかと考えています。その中で統一的な見解ができるのか、若しくは、基準ということではなくて、その基準の解釈の指針のレベルで何らかの一定の方向性を出せるのか。それは分野共通なのか、若しくはその分野に特化したものなのか。その分野の中でも、もっと細部に分かれたものとなるのか、そこは何らかの方向性が必要であろうと思っています。

多様な授業科目を用意しているということの評価されるということも結構だと思いますが、さまざまなバックグラウンドで、なおかつ、受入れ側も育成された多様な学生たちを期待しているという中で、どういうプロフェッショナリズムを要求していくかということについての選択を、学生任せにしていることによる不十分性みたいなものがあるのではないのでしょうか。そういう意味で、先ほど発言があったように、学部時代のバック

グラウンドとしてどういうものを持っていて、その中でこういう道を歩んでいくのであれば、今用意されている中でこういう組み立てが可能だよというような、全体としての体系性も必要ではないでしょうか。個々の学生たちが選択をしていくプログラムとしての体系性のようなものが何らかの形で用意されている、あるいは支援されているということが必要ではないでしょうか。

今まででしたら、指導教官がおそらく個別に細かくご指導なさっていたのが、専門職大学院になって人数が割合多くなったり、必ずしもそういう指導教官との関係が出てこない中で、どういう形でご指導いただいていくのか、それがどういうふうに工夫されているのかというような視点もできれば欲しいと思います。

特に5 - 3 - ですが、「学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各専門職大学院の目的に照らして、履修指導の体制及び学習相談、助言体制が十分にとられているか」ということが、個々の学生のバックグラウンドに対する、まさしく教育環境、教育支援の部分になるかと思えます。基準3ではあくまでも、各専門職大学院の目的とする教育課程がどうかということを見て、個々の学生のバックグラウンドに係る部分がどうかということは、教育支援の部分で、学生への支援ということで整理しているところです。ただ、それでは不十分であったり、バックグラウンドが一定の人しか入ってこない分野や、その逆にさまざまなバックグラウンドから入ってくる分野もあると思えます。また、学部から直で入ってくる学生ばかりなのか、若しくは、社会人の方々が入ってくるのか、それらによっても違ってくると思えますので、それらについては、基準5のほうで見ると整理しているところです。

先ほどの修士論文の件ですが、私も個人的には賛成ですし、それはそれで意義があると思えますが、ただ、設置基準には設けられていないので、評価基準として必須にするというのは、制度的には難しいのではないかと思います。

先ほど、3 - 1 - の社会からの要請の中で国際性というものを読み取れないかどうかというご発言がありました。国際性というのは前回の会議でも議論をされ、また資料2の各委員からの意見にも出ておりました、やはり国際性という言葉はどう解釈するかという問題点は出てくると思えます。例えば学術の発展動向に関して、国際性を無視したことを議論してもしようがないとは思うのですけれども、やはりきちんと国際性という言葉は入れたほうがよいのではないかと思います。

主査 ありがとうございます。基準3のところについては、とりあえず、よろしいでしょうか。

今いろいろのご意見を伺いました。最初に申し上げておけばよかったかと思えますけれども、一つ一つご提起いただいた問題やポイントに対して、ここで文言を確定していったり、あるいは違う意見が出てきたときに、どちらに最終的にするかということをごここで一つ一つ決めていくと、時間が幾らあっても足りませんので、今までいただいたご意見をよく踏まえて、形の上で私にご一任いただき、最終的な決定の際には、必要に応じて個別にご意見を伺ったりすることもあるかと思えますけれども、そういう形で預からせていただいて、事務局のほうでまた整理をしたいと思えます。

それでは、基準4の教育の成果に関しまして、ご意見を伺いたいと思えます。

基準4はよろしいでしょうか。それでは、適宜戻ることもあり得べしということで、先へ進ませていただきます。基準5、施設・設備等の教育環境、ここは冒頭に説明がありましたように、少し新たに入れ込んだりしたところでもありますので、いろいろご意見を賜ればと思えます。

新たに付け加えていただいた財政基盤のところですが、これは、実際に有しているかどうかということも非常に重要なのですけれども、財政基盤を確保するための具体的な努力が払われているかという視点がやはり重要な気がします。極端なことを言うと現実にお金を持っていても、何の努力もしていなければ、どんどん先細りになりますので、そのための努力をしているかという視点をどこかに入れたほうがいいという気がします。

一般論で申しますと、いわゆる専門職大学院の財政的基礎あるいは基盤ということで、存続できるかどうかという意味の基盤であれば、ほとんどの専門職大学院が母体となる大学があるわけですから、そこからお金が来れば、存続はできるわけです。そういうことなのか、あるいは、日常的に教育活動に、フローとしてお金をかけているかどうかという意味なのか、どちらでしょうか。研究費、あるいは学生に対する支出、いろいろな点にお金をきちんとかけているかどうかという意味で、財政的な基礎として、教育を支える財政的な支援をしているかどうかという意味なのかでしょうか。

財政的基礎につきましては、ただいまのご指摘で言えば、前者か後者かと言われれば、後者であると考えています。といいますのは、大学としての財務状況につきましては、機関別の認証評価において見ておりまして、専門職大学院は、それにプラスして、分野

ごとに教育内容等について評価をしなければいけないという側面から考えますと、専門職大学院の教育をするためにどれだけ財政基盤があるかという側面で見るとするために必要なものと考えております。また、前回の会議でいただいたご意見も、そちらのご趣旨ということで整理しています。

主査 財政基盤の確保のための努力をしているかというようなことを見るという含意はあるというふうに考えてよろしいですか。

私どもの大学ですと、文系の講座費というものしか割り当てられません。ここで、財政的な支援ということになりますと、例えば事例研究とかエクスターンシップは、このためだけに金がかかるわけです。そういうものに対する大学の配慮であったり、もしも配慮をいただけない場合には、委任経理金でカバーしてもらうなど、ある程度、ディファイン可能だろうと思っております。

副主査 基準1の教育目的を実現するためには資金が必要です。それをどういうふうに調達するのですかという視点だけだと思います。この基準5の中では、施設・設備等の教育環境、教育・研究でこれだけの質を保證する教育をするためには、一体どれだけ教員に研究費が配分されてやっていくか。それについて、目的を達成するための資金的な配慮があるのかどうかという問題は、やはり必要ではないかと思えます。

財務諸表的な分析は、国立大学法人の場合には、国立大学法人評価のほうからするわけですね。そこで大学全体を評価して、ここは専門職大学院ですから、専門職大学院だけを取り出してやってもらうのか、あるいはフローだけの話でやるのかというのは、こちらがむしろ決めたほうがよいのではないですか。おそらく、国立大学法人評価でここまで専門職大学院について細かく見られないと思いますので、どこまでやるかというのは、こちらで決めたほうがいいのではないのでしょうか。

具体的なイメージとしては、法科大学院認証評価が参考になるかと思えます。法科大学院評価基準要綱の35ページに、9-1- という基準があります。ほぼ同一の文章です。要するに、大いに儲かっているけど、法科大学院には全然お金を使わないとか、そういうのは困るわけで、大学全体の経営基盤については別途、評価の機会がある。専ら、この場合でしたら、専門職大学院にきちんと必要なお金が配分されているか、あるいは、そのための努力といっても、専門職大学院が自分で一生懸命稼ぐ努力をしているかということもあるかもしれませんが、ここで言うと、解釈指針9-1- の3のように、きちんと意見を聴取する適切な機会が設けられているか。国立大学の場合、努力し

たとしても予算の話であり、稼ぐ努力はしたが駄目だった場合、それにバツをつけるわけにもいかないわけです。そういうことを考えますと、ここに書かれているような体制を組んで、努力しているというところを見ましょうと。

主査 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、基準5につきましても、先ほどと同じような形で処理をさせていただきたいと思います。

基準6の教育の質の向上及び改善につきまして、ご意見を頂戴したいと思います。

副主査 専門職大学院をやっていくのに教員の研究活動、教育活動を支援するサポートのシステムがあるかというのが非常に重要なことだと思います。日本の大学はなかなかセクレタリーシステムがないので、教員がいろんなことをやらなければいけない。本当に質の高い教育をしていくためには、教員の教育・研究活動をサポートするシステムが必要ではないかと思います。基準1から基準6を見ましたが、教員を支援する体制という文言がないですね。教員の教育・研究活動を支援する体制はやはり必要ではないか、それが専門職大学院でどういうふうに作られているかというのを見る必要があるのではないかという感じがします。

資料4-2の2-4- の教育支援者の適切に配置されているかや6-1- で、「特に、専門職大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めているか」で若干入っていると判断はしているのですが、そういうご趣旨でよろしかったでしょうか。

ご指摘のとおりで、全く賛成です。例えば、基準5の管理運営体制とか、事務組織、支援組織というような言葉で入れたらいかがでしょうか。私どもですと、例えば、背景にある研究所が幾つあるとか、それから、そこでの客員研究員といった方が教育上、助力してくれるとか、そういうことがあり得るので、それは例えばここに入れられるのではないかという具体的イメージがあります。

5-5- には、管理運営のための事務組織というのが書いてあります。おそらく研究に関しては専門職大学院は担当しないという類の解釈が学内にあって、そこから反映して出てきているんだと思いますが、これは少し実情に合っていない。その点では先ほどのご発言のように、研究はしないで、教育だけしていると、教育の補助は要るが、研究所の補助は要らないというふうに読める制度設計になっているのが、ちょっと実情に合っていないと思っております。

日本とアメリカでは全然状況も違うので、一概に比べるのは難しいですが、例えば八

ハーバードビジネススクールは、大体1,000人程度職員がいて、そのうち、教員は200人ぐらいです。ですから、サポートスタッフが800人ぐらいいて、その中には、例えばエグゼクティブ・エデュケーションなどを幅広くやっていますので、その参加者をサポートするためのスタッフや出版部など、日本の専門職大学院とまたちょっと違うものも入っています。ですから、一律に比較しにくいと思うのですが、ハーバードビジネススクールに行ったときに強く思ったのは、学生は勉強すること、教員は研究及び教育活動にある程度専念できるように、サポートスタッフがかなり充実しており、いろいろなことが効率的に行えるということです。

状況も異なりますし、急にいろいろなことを変えるというのは難しいと思うのですが、今ご指摘があったように、事務管理ということではなくて、効率的に研究及び教育ができるようにするためのサポート体制は重要です。特に専門職大学院というのは教育も大変重要であり、また入学生も、18歳の大学生というよりは、仕事を持っていたりする大人の人たちですので、時間も効率的に使いながら、いろいろなことがある程度効率的にできるということも、大学側のサービスとして要請されているのではないかと思うので、そういう部分を少し取り入れる必要があると思います。

その観点で1つ、例えば基準5の中で考えたほうが良いと思いますのは、ほとんどの専門職大学院は、母体となる大学の中から派生的につくられていることが多いので、いろいろな組織とか、教員も含めて兼務の方や、実務家の方が来たりすることも多く、その専門職大学院が行っている教育活動を充実させるために、本当の意味でどれだけ資源が投じられているのかというのが見えにくい部分があります。これをどういうふうに見えるようにするかは、先ほど言っていた財務の面も含めて非常に難しいので、あまり評価のときに、事務作業が多くなるようなことになってしまったりはいけないのですが、何らかの形で実質を見られるような抽象的な文言を入れておくというのはいいのではないかと思います。

私の所属する専門職大学院は専門大学院ということで始まり、研究指導が中心でスタートしました。途中で変換されて、いろいろ混乱が来ているという話を前回の会議で申し上げたと思うのですが、公衆衛生というのは、例えば、保健所という仕事は、調査研究や地区診断などの研究的な調査を行いながら必要なことをやっていくということで、調査研究的な要素が非常にあります。

それを受けて、先ほど厚生労働省も調査研究を業務の一部としていると言いましたけ

れども、これも実は法律事項に近い形で出ておりまして、そのような観点から言いますと、我々の専門職大学院というのは、教育中心というニュアンスですと、何を教育しているのですかという話になりかねないような気がして、逆の意味で非常に、危惧を覚えました。専門職大学院ということで全体をくくってしまうのが難しいという考え方ももちろんありますが、逆に言いますと、研究的な要素というのは専門職としては絶対必要な部分だということ、やはり教育オンリーでいいんだという感覚では教育にならないということ、どこかで明示をしていただけないだろうかという気はいたします。

教育ということを非常に強調したような言い方をしたので、少し誤解を招いたかもしれませんが、当然、卒業生がどういうスキルなり、プロフェッショナルな知見を持つべきかは、それぞれの専門職大学院によって相当異なりますし、教育の内容を刷新していくという意味で、研究はもちろん2つの両輪の1つだと思いますので、特に研究を軽視すべきだということは私も思っておりません。むしろ、支援体制と言ったときに、研究支援というのは、今までも理解が得やすかったような気がするのですが、教育支援というと、それは自分でやればよいということになりがちなので、教育支援への資源の投入が必要ではないかということをお願いのために申し上げました。

主査 ありがとうございます。

そういたしますと、今ご提起のあった問題は、委員の方々、ほとんど、そうだという点では理解が共通していて、それは、部分的には基準6のところでも多少考えていた部分もあるけれども、基本的にはやっぱり基準5に対応するようなどころではないかというのが、何人かの委員の方々のご指摘だったと思います。それらを踏まえて、もう一度見直して、必要とあれば、基準5のところでも検討するという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、今までいただいた意見を踏まえて、事務局で整理をして、今後の個別の分野の議論のための出発点のフレームワークとして、半ば確定をしたという形で使わせていただくことにしたいと思います。繰り返しになりますが今後の個別分野に関する議論からのフィードバックを受けて、再度修正することはあるということで扱わせていただきます。

おまとめになるときに、例えば、入学者選抜とかアドミッション・ポリシー、ファカルティ・ディベロップメントと教育の質の向上、修学、学習、いろいろな使い方がされております。つまり、学習という言葉が使われていたり、修めるほうを使ってあったり

とそういうさまざまなおところがありますので、表現をまとめる必要があるのかどうかというところも、ぜひご検討いただきたい。

今、主査がおまとめになりましたが、これを読みますと、教育の成果がどれくらいあったかというのは評価の対象としては非常に重要だと思います。しかし項目が少ない感じがしまして、何をという具体的な提案はないのですが、ほんとにこれくらいでよいのかという素朴な感じがします。単なる印象として。

主査 わかりました。そのことも踏まえて、もう一度検討を加えさせていただきます。

1つよろしいでしょうか。実際にこの評価作業をしたときに、多分、作業量として訪問調査を含め3日かかると思います。これだけの量をやるということのマネージャビリティをご考慮の上で、検討していただきたいと思っております。

## (2) 分野ごとの検討について

主査 それでは、この後、分野共通の評価基準モデルを念頭に置きつつ、前回からご了解いただいていたように、ビジネス・MOT、会計、公共政策の分野ごとの検討を行っていくことになるわけですが、その進め方、検討方法などについて、事務局から説明をお願いします。

お手元の資料5、資料6でご説明させていただきます。

まず、資料5「分野別検討グループの設置について(案)」といたしまして、本日の検討会議においてご決定いただきたいと考えているものです。

前段といたしまして、「第8条の規定に基づき」というのは、必要な事項を別に定めるということです。検討グループを設置したいということで、「1 目的」として専門職大学院の課程に係る分野ごとの教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価に関し、各分野固有の評価基準について整理し、検討会議における検討材料として適宜提供するということを目的としたいと思っております。

「2 構成員等」は、主査が指名する委員数名によりグループを構成し、グループにはグループリーダーを置く。また、「3 議事」といたしまして、リーダーが招集し、議長となる。分野別検討グループは過半数の出席をもって会議を開く。「4 設置期間」は、その分野ごとの専門の事項に関する調査の終了までという案です。

資料6「専門職大学院認証評価に関する検討会議の今後のスケジュール等について(案)」ですが、前回、会議資料で提示したものと一部変更しております。分野ごとの

検討を3月から6月の間で行っていきたいということは前回会議と同様ですが、その間に一度、本検討会議を開催したほうがいいのかということで、第3回を5月ごろに入れていたのですが、まず分野ごとに検討いただいてから、第3回会議を6月末ごろを目途に開催できればと考えているところです。

5月末に、関係専門職大学院の協力をいただき、評価基準モデルの検証を実施する予定としております。2枚目をご覧ください。検討グループにおける評価基準モデルの検証に際しては、必要に応じて、当該分野の専門職大学院の協力を得て、分野別検討グループにおける評価基準モデルの適切性などについて検証を行う。いわゆるヒアリング等で行っていきたいということです。2番といたしまして、各専門職大学院の負担等にも配慮して、検証が必要な基準は精査して行っていくと。当然その検証を行う場合は、検討会議の主査の了承を得て行うものということです。

3枚目の資料は、前回会議でご了承いただいた進め方のものです。「2 検討会議の検討方針」の(1)の分野固有の事項については、ビジネス・MOT、会計、公共政策の3分野を中心に、基準について検討するといったことを踏まえての資料5、資料6の提案です。よろしくをお願いします。

主査 ありがとうございます。

それでは、今の進め方、分野別検討グループの設置に関してご質問あるいはご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

会計分野では、現在、会計大学院協会という組織をつくってありまして、すべての会計専門職大学院にお入りいただいております。その下に第三者評価の実施に係る検討委員会が設置されておりまして、既に審議が進んでおります。また、資料6のスケジュールとは大分違うスケジュールを考えてありまして、できれば、資料6で提示いただきました形できちっとやってくれということではなくて、そちらのほうのやり方でやらせていただければというふうに思います。

適宜情報を共有しながら、ご相談しながら進めていきたいと思っております。

主査 ほかにご質問ございますか。

それでは、事務局からの説明のとおり、今後は配付資料の5のとおり分野ごとの検討グループに分かれてご検討をお願いして、取りまとめられた案を委員会で議論することとさせていただきます。

それでは、次回からの分野ごとの検討グループに分かれての検討、その際の各委員の

検討グループへの配属ですが、ビジネス・MOT分野については、有信委員、伊藤委員、江川委員、圓川委員、亀岡委員です。会計分野に関しまして、佐竹委員、高田委員、高橋委員、永野委員です。公共政策分野に関しましては、縣委員、磯部委員、菊地委員、中村委員にそれぞれお願いしたいと考えています。また、それぞれの検討グループのリーダーについては、ビジネス・MOTについては伊藤先生、会計については高田先生、公共政策については縣先生をお願いしたいと考えております。大変ご苦勞をおかけいたしますけれどもよろしくお願い申し上げます。

それから、今回の検討グループへの配属をお願いした委員以外の委員もいらっしゃるわけですが、評価基準モデルの分野共通事項等、いろいろなところで積極的に、またご意見を引き続き頂戴できれば、大変ありがたいと思っております。

### (3) その他

主査 その他として事務局から、参考資料の説明をよろしくお願いいたします。

参考資料として配付しております「専門職大学院のカリキュラム分析」につきまして、まず、その背景から説明させていただきます。

それぞれの専門職大学院は、これまでのご議論にもありましたとおり、それぞれの目的、理念に従って教育を行っており、その内容は、例えば同じビジネス・MOT系の大学院でも、さまざま異なっていると考えられます。専門職大学院認証評価における分野区分や分野ごとの評価基準を検討するに当たりまして、実際に提供されている教育内容の概況を把握することが重要であると考えまして、大学評価・学位授与機構の評価研究部では、各大学院が作成、公開しているシラバスの内容を分析することで、それぞれの特徴を整理する作業を進めております。この場をおかりしまして、ごく簡単にですが、その紹介をさせていただきたいと思えます。

今回お配りしました資料は、ビジネス・MOT、会計、公共政策の3分野を対象に、ウェブ上で公開されているシラバスを分析した結果であります。対象とした大学院は、参考資料の2ページ目から4ページ目の表に挙げております大学院です。ここで、それぞれ3つの分野を分類しておりますが、これは、文科省の例示に従って分野を区分しております。技術的な細かい詳細につきましては、資料の記載に譲り、省かせていただきますが、分析の基本的な仕組みといたしましては、シラバスの授業概要等の項目に含まれる用語を手がかりに内容の類似度を計算しまして、科目の分類を行うというもの

であります。

3分野全体、今回、26の大学院につきまして分析を行った結果について、ごく簡単に紹介させていただきます。6ページ、図1、3系全部を対象にしたのコレスポネンス分析によるマッピングご参照ください。

これは、教育内容の類似性に基づいて、各大学院の位置づけを平面上にマッピングしたものです。文字が重なっておりまして、見にくくて大変恐縮ですが、右下のほうに固まっている、緑の文字で書かれたB01からB20までの記号がビジネス・MOT系の大学院を、そして、右上の青色で書かれたA01からA09までの記号が会計系の大学院、そして、左上のピンクのP01からP06までの記号が公共政策系の大学院を示しています。それぞれの記号が実際にどの大学院に対応しているかにつきましては、先ほどの2ページから4ページの表をごらんになっていただければと思います。

この結果の図のそれぞれのグループの固まりぐあいから見まして、あくまでも今回の分析の結果に関する限りなんです、3つの分野はそれぞれ、ある程度まとまりを持っている。つまり、それぞれの分野に属する大学院は類似した内容の、これは当たり前のことかと思いますが、類似した内容の教育を行っていることをご確認いただけるかと思えます。ただし、そうは申しまして、例えばビジネス・MOT系の中には、公共政策寄り、つまり左上に寄っているB08の大学院、あるいは若干会計寄り、つまり右上に寄っているB18の大学院と、特徴的な教育を行っている大学院もあり、詳細に見ていくと、それぞれ異なるさまざまな傾向を持っていることがわかります。

その他、この資料の後半には、ビジネス・MOT系の大学院だけを対象とした詳細な分析についても載せておりますが、時間の都合で、ここでは説明を省かせていただきます。

大学院によって、公開しているシラバスの充実度、文書の豊富度が異なる、あるいは専門用語が、同じ用語を使っている、異なる内容を指すものとして用いられる場合もあり得るといったように、言語分析に基づく本手法には当然限界もあり、これをうのみにするわけには当然いきませんが、一つの参考資料、概況把握のための一助として活用できないかと考えております。

以上、簡単ですが、シラバスを用いた専門職大学院のカリキュラム分析の紹介を終わらせていただきます。

主査 ありがとうございます。それでは、この資料についても、適宜参考としながら、

今後の検討を行っていただければと思います。

本日予定しておりました議事は以上ですけれども、今後の開催の日程等について、事務局からご説明いただきます。

先ほど資料6にありましたように、本会議は、次回、3カ月ほどあけて開催したいと思います。まず、分野ごとに議論をいただき、取りまとめてから本会議を開催したいと考えております。先ほど主査からご指名のあった各先生方におかれましては、今後、会議の日程調整をさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それと、併せまして、先ほど何点か、評価基準モデルについてもご意見をいただきましたけれども、引き続きご意見をいただければと存じます。また、個別に事務局から意見照会をさせていただくこともあろうかと思っておりますので、ご協力いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

主査 それでは、本日はこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

了